

（非常点滅表示灯）

第61条 非常点滅表示灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第41条の3第2項の告示で定める基準は、第59条第1項及び第2項の規定を準用する。ただし、補助方向指示器と兼用する非常点滅表示灯にあつては、この限りでない。

2 非常点滅表示灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第41条の3第3項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一 自動車（次号及び第3号に掲げるものを除く。）にあつては、別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の規則5. 及び6. に定める基準とする。

二 二輪自動車にあつては、協定規則第53号の規則5. 及び6. に定める基準とする。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあつては、協定規則第53号の規則5. 17. に定める基準は適用しないこととする。

三 側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあつては、別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。